

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

HEARTFUL 株式会社

住宅型有料老人ホーム 藤の蕾壺番館

住宅型有料老人ホーム 藤の蕾式番館

デイサービスセンター オオールリ壺番館

デイサービスセンター オオールリ式番館

ヘルパーステーション オオールリ

ケアプランセンター オオールリ

本指針の目的

本法人では、感染症等の予防及びまん延防止に留意して感染症発生の際には必要な対策を講じまん延しないよう防止するため、本指針を策定する。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

各事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2. 感染症予防及びまん延防止のための体制

- (1) 本法人では、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染対策委員会を設置するとともに、委員長を感染対策担当者とする。
- (2) 委員会の委員は、管理者・相談員・サービス提供責任者・介護スタッフ・看護師等、各事業所より選出する。
- (3) 委員会は利用者の状況など事業所の状況に応じ、概ね年に1回以上定期的に開催し検討結果を職員に対して周知する。また、必要に応じテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- (4) 委員会は次の掲げる事項について検討する。
 - ① 感染症の予防体制の確立に関すること
 - ② 指針・マニュアル作成に関すること
 - ③ 職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること
 - ④ 利用者の感染症等の既往の把握
 - ⑤ 利用者・職員の健康状態の把握
 - ⑥ 感染症発生の対応と報告
 - ⑦ 感染対策実施状況の把握と評価
 - ⑧ 感染症発生時を想定した訓練（シミュレーション）の実施
- (5) 委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針

に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う。

- ① 新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
- ② 全職員を対象に、定期的研修を年1回以上行う。

3. 平常時の対応

- (1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気・掃除・消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理・清潔保持に努める。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、職員は感染症の予防及びまん延防止のため、マスク・検温・手洗い・手指消毒を行う。
- (3) 職員は利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ・食欲などについて日頃から注意して観察し、異常症状を発見したらすぐに家族・主治医に知らせる。

4. 感染症や食中毒の発生時の対応

- (1) 感染症や食中毒（以下「感染症等」という）が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
 - ① 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときはかかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める。
 - ② 受診の結果、感染症等と判断された場合は、サービス提供した職員の健康状態を把握する。
 - ③ 事業所内に当該感染症の症状と似た職員が複数いる場合には、保健所やかかりつけ医等へ相談する。
 - ④ 事業所がサービス提供している他の利用者の健康状態も把握する。
- (2) 職員は感染症などが発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
 - ①発生時は手洗いや、排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
 - ②感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
 - ③利用者の主治医や看護師の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて居室内の消毒を行うこと。
 - ④利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービス利用の調整を行うこと。
 - ⑤必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び指示を

受けること。

- (3) 感染症等が発生した場合には、利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告して対応を相談し指示を仰ぐなど、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明を行う。
- (4) 各事業所管理者は次のような場合、迅速に市町村等の行政関係機関に報告するとともに、保健所にも対応を相談する。

① 保健所への報告

<報告が必要な場合>

- (ア) 同一の感染症等による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。
- (イ) 同一の感染症等の患者、若しくはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- (ウ) 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に各事業所管理者が報告を必要と認めた場合。

<報告する内容>

- (ア) 感染症等が疑われる利用者の人数
- (イ) 感染症等が疑われる症状
- (ウ) 上記利用者への対応や法人における対応状況等

② 保健所への届出

医師が感染症法、または食品衛生法の届出基準に該当する患者、またはその疑いのある者を診察した場合には、これらの報告に基づき、保健所への届出を行う必要がある。

5. その他

- (1) 指針及び感染症等対策に関するマニュアル類等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 指針は誰でも閲覧できるように事業所に備え置く。

<附則>

本指針は、令和6年3月31日より施行する。